

海技免状・小型船舶操縦免許証滅失時の本人確認書類

A 1点のみで本人の確認を行うことができるもの。

- ・ 旅券
- ・ 運転免許証
- ・ 船員手帳
- ・ 海技免状
- ・ 小型船舶操縦免許証
- ・ マイナンバーカード
- ・ 在留カード
- ・ 特別永住者証明書

B Aによっては確認を行うことができないとき、2点をもって本人の確認を行うことのできるもの。

- ・ 健康保険の資格確認書
- ・ 国民健康保険の資格確認書
- ・ 船員保険の資格確認書
- ・ 後期高齢者医療資格確認書
- ・ 介護保険の被保険者証
- ・ 年金手帳
- ・ 基礎年金番号通知書
- ・ 国民年金に係る年金証書
- ・ 厚生年金保険に係る年金証書
- ・ 船員保険に係る年金証書
- ・ 共済年金の証書
- ・ 印鑑登録証明書（発行から3月以内のもの）及び登録印鑑